

裁判官会議議事録

- 1 日時 令和元年12月20日(金)午後4時
- 2 場所 東京高等裁判所大会議室(18階)
- 3 出席者 別紙令和元年度後期裁判官会議出席者名簿のとおり
- 4 付議事項 別紙令和元年度後期裁判官会議付議事項のとおり

5 議事の進行

小野寺局長

本会議の成立宣言

議長(長官)

説明者(小野寺局長)

- (1) 開会宣言
- (2) 第1議案報告
- (3) 第2議案上程・承認
- (4) 第3議案上程・承認

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名した。

第1順位 第10民事部 大段 亨 部総括判事

第2順位 第2刑事部 青柳 勤 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆)

第3順位 第11刑事部 栃木 力 部総括判事

第4順位 第11民事部 野山 宏 部総括判事

第5順位 第10刑事部 朝山芳史 部総括判事

第6順位 第17民事部 川神 裕 部総括判事

第7順位 第5刑事部 藤井敏明 部総括判事

- | | | | | | |
|-------|---|---|-----|-------|-------|
| 第8順位 | 第 | 1 | 民事部 | 深見敏正 | 部総括判事 |
| 第9順位 | 第 | 4 | 刑事部 | 後藤真理子 | 部総括判事 |
| 第10順位 | 第 | 8 | 民事部 | 阿部 潤 | 部総括判事 |
- (5) 閉会宣言

令和2年1月15日

事務局長

議長

(別紙)

令和元年度後期裁判官会議出席者名簿

1 裁判官会議構成員

東京高等裁判所長官	今崎幸彦
東京高等裁判所判事（事務局長）	小野寺真也
東京高等裁判所判事（第1民事部）	深見敏正
	菊池絵理
東京高等裁判所判事（第2民事部）	白石史子
	浅井憲
	角井俊文
	大垣貴靖
	鈴木義和
東京高等裁判所判事（第4民事部）	菅野雅之
	今岡健
	甲良充一郎
	大澤知子
	橋爪信
東京高等裁判所判事（第5民事部）	秋吉仁美
	田村政巳
	篠原絵理
	林史高
東京高等裁判所判事（第7民事部）	足立哲
	濱口浩
	松下貴彦
	浅香幹子

東京高等裁判所判事（第8民事部）

阿部 潤
嶋末 和秀
田口 治美
上田 洋幸
畑 佳秀

東京高等裁判所判事（第9民事部）

小川 秀樹
瀬戸口 壯夫
廣田 泰士
間 史恵

東京高等裁判所判事（第10民事部）

和波 宏典
大段 亨
小林 元二
大野 和明
小河原 寧

東京高等裁判所判事（第11民事部）

朝倉 亮子
橋本 英史
原 克也
池田 知子
片瀬 亮

東京高等裁判所判事（第12民事部）

近藤 昌昭
渡邊 左千夫
吉田 徹
中久保 朱美
守山 修生

東京高等裁判所判事（第14民事部）

後藤 博
藤岡 淳

東京高等裁判所判事 (第 1 5 民事部)

湯川浩昭
小川雅敏
篠原康治
八木一洋
柴崎哲夫
杉山順一
松本明敏
今井弘晃

東京高等裁判所判事 (第 1 6 民事部)

岩井伸晃
馬場純夫
西森政一
片野正樹
矢向孝子

東京高等裁判所判事 (第 1 7 民事部)

川神裕
石井浩
松田浩養
武藤真紀子
岡田幸人
中辻雄一朗

東京高等裁判所判事 (第 1 9 民事部)

都築政則
飯塚圭一
渡辺智子
新田和憲
山本拓

東京高等裁判所判事 (第 2 0 民事部)

村上正敏
遠藤浩太郎

東京高等裁判所判事 (第 2 1 民事部)

田 中 芳 樹
板 野 俊 哉
中 俣 千 珠
定 塚 誠

谷 口 園 恵
野 原 利 幸
倉 澤 守 春
一 場 康 宏

東京高等裁判所判事 (第 2 2 民事部)

白 井 幸 夫
寺 本 昌 広
伊 藤 一 夫
中 山 典 子

小 田 真 治
白 石 哲
筒 井 健 夫
河 合 芳 光

東京高等裁判所判事 (第 2 3 民事部)

廣 澤 諭
村 田 涉
一 木 文 智
小 海 隆 則

東京高等裁判所判事 (第 2 4 民事部)

住 友 隆 行
建 石 直 子
五 十 嵐 章 裕

東京高等裁判所判事 (第 1 刑事部)

若 園 敦 雄
川 本 清 巖
佐 藤 正 信

東京高等裁判所判事 (第2刑事部)

中 桐 圭 一
高 橋 純 子
青 柳 勤
高 木 順 子
二 宮 信 吾
溝 田 泰 之

東京高等裁判所判事 (第3刑事部)

中 里 智 美
河 原 俊 也
來 司 直 美
佐 藤 英 彦

東京高等裁判所判事 (第4刑事部)

後 藤 眞理子
官 本 孝 文
安 藤 祥一郎
丸 山 哲 巳

東京高等裁判所判事 (第6刑事部)

大 熊 一 之
忠 鉢 孝 史
奥 山 豪 太
淺 香 竜 太

東京高等裁判所判事 (第8刑事部)

小野寺 健 太
藤 井 俊 郎
小 川 賢 司

東京高等裁判所判事 (第10刑事部)

中 島 経 太
朝 山 芳 史
阿 部 浩 巳
伊 藤 敏 孝
平 出 喜 一

東京高等裁判所判事（第1 1 刑事部）

高 森 宣 裕
佐々木 直 人
上 岡 哲 生
高 橋 康 明
小 泉 満理子

東京高等裁判所判事（第1 2 刑事部）

平 木 正 洋
市 川 太 志
青 木 美 佳
石 川 貴 司

知的財産高等裁判所判事（第1 部）

高 部 眞規子
小 林 康 彦
関 根 澄 子

知的財産高等裁判所判事（第2 部）

森 義 之
佐 野 信
熊 谷 大 輔

知的財産高等裁判所判事（第3 部）

鶴 岡 稔 彦
上 田 卓 哉
山 門 優 彩

知的財産高等裁判所判事（第4 部）

高 橋 彩
大 鷹 一 郎
岡 山 忠 広
國 分 隆 文
管 井 卓 矢

2. その他

東京高等裁判所職務代行判事

石 神 有 吾

東京高等裁判所事務局次長

原 宗 鑑

東京高等裁判所民事首席書記官	布施敏幸
東京高等裁判所刑事首席書記官	繼田剛史
東京高等裁判所事務局総務課長	田内丈青
東京高等裁判所事務局人事課長	黒瀬宣輝
東京高等裁判所事務局会計課長	楠木久史
東京高等裁判所事務局管理課長	市川陽一
知的財産高等裁判所事務局長兼首席書記官	小林浩一

(別紙)

令和元年度後期裁判官会議付議事項

第 1 議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項・・・・・・・・・・ 1～3

第 2 議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第 1 4 条の規定に基づき承認を
求める事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～6

第 3 議案

令和 2 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置，裁判事務
の代理順序，裁判事務の分担，事件の分配，開廷日割及び行政
事務の代理順序に関する定めについての事項・・・・・・・・・・ 7～31

第1議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項

長官に委任された司法行政事務

総務課分掌事務

裁判官会議その他の会議の庶務に関する事項

裁判所の長の庶務に関する事項

機密に関する事項

渉外に関する事項

自動車の配車に関する事項

公印の保管に関する事項

文書の接受，作成，発送，保存及び廃棄並びに文書事務の管理に関する事項

通知，報告等に関する事項

文書事務に関するその他の事項

司法行政文書の開示に関する事項

司法行政事務に関して保有する個人情報の保護に関する事項

情報システムの管理，情報セキュリティ対策及び情報化に関する事務の連絡調整に関する事項

広報に関する事項

図書及び資料（以下「図書資料」という。）の収集その他の資料事務に関する事項

図書資料の受入れ，整理，保管，閲覧及び参照に関する事項

資料室の管理運営に関する事項

裁判官の秘書的事務に関する事項

人事課分掌事務

人事に関する計画、連絡、報告等に関する事項

裁判官及び一般職員の人事に関する事項

- 1 試験、選考等に関する事項
- 2 任免、補職その他の人事異動に関する事項
- 3 服務、分限、懲戒等に関する事項
- 4 人事記録に関する事項
- 5 給与に関する事項
- 6 退職手当等に関する事項
- 7 公務災害補償に関する事項
- 8 給与簿に関する事項

職員団体及び苦情処理に関する事項

保健、安全保持及び厚生に関する事項

考課、研修、表彰、レクリエーションその他の勤務能率の発揮及び増進に関する事項

会計課分掌事務

会計に関する計画、連絡、報告等に関する事項

予算及び決算に関する事項

歳入の徴収に関する事項

歳出の支出に関する事項

保管金に関する事項

物品及び役務の調達に関する事項

物品の出納、保管及び処分に関する事項

自動車の運転及び維持管理に関する事項

庁舎その他の施設の整備等の営繕に関する事項

国有財産の管理に関する事項

会計監査に関する事項

会計に関する法規の解釈及び質疑に関する事項

不正事件その他の会計関係事故の報告に関する事項

民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事項

押収物等の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事項

管理課分掌事務

庁舎その他の施設の管理及び安全保持に関する計画、連絡、報告等に関する事項

警備、設備、清掃等の業務の委託に関する事項

役務作業に関する事項

文書の使送に関する事項

電話の交換に関する事項

通話記録に関する事項

電気及び機械の設備の運転管理に関する事項

環境衛生に関する事項

庁舎その他の施設の警備に関する事項

火災及び盗難の防止に関する事項

第2議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づき承認を求める事項

平成31年度における東京高等裁判所の裁判官の配置，裁判事務の代理順序，裁判事務の分担，事件の分配，開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め（令和元年6月28日裁判官会議決議）の一部改正

上記の定めについて，別紙のとおり一部改正した。

(別紙)

令和元年度前期裁判官会議（令和元年6月28日開催）の翌日から令和元年12月20日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づく応急の措置として、平成31年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め「(別表1)東京高等裁判所裁判官配置表」の一部を次のように改正した。

(令和元年7月16日現在)

削除	総	萩原 秀紀	(第16民事部, 第4特別部)
		餘多分 宏 聡	(第1民事部, 第3特別部)
		金子 修	(第23民事部)
配置	総(兼)	大段 亨	(第16民事部)
		小野瀬 厚	(第10民事部)
		筒井 健夫	(第23民事部)

(令和元年7月17日現在)

削除	総(兼)	大段 亨	(第16民事部)
		小野瀬 厚	(第10民事部)
配置	総	岩井 伸晃	(第16民事部, 第4特別部)

(令和元年8月1日現在)

削除	(兼)	石井 浩	(第12民事部)
配置		吉田 徹	(第12民事部, 第3特別部)

(令和元年8月2日現在)

削除		福島 直之	(第4刑事部)
配置		和波 宏典	(第9民事部, 第4特別部)

(令和元年9月2日現在)

削除 (兼) 定塚 誠 (第11民事部)
佐藤 隆幸 (第9民事部, 第4特別部)
総 林 道晴 (第1特別部ないし第5特別部)
配置 総 今崎 幸彦 (第1特別部ないし第5特別部)

(令和元年10月1日現在)

削除 加本 牧子 (第2.3民事部)
(代) 菅 洋輝 (第3特別部)
配置 (代) 石神 有吾 (第3特別部)

(令和元年12月19日現在)

削除 鈴木 正弘 (第1民事部, 第3特別部)
任介 辰哉 (第5刑事部)
配置 (兼) 林 欣寛 (第5刑事部)

(令和元年12月23日現在)

削除 中桐 圭一 (第1刑事部, 第4特別部)
配置 原 道子 (第1民事部, 第3特別部)

第3議案

令和2年度における東京高等裁判所の裁判官の配置，裁判事務の代理順序，裁判事務の分担，事件の分配，開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めを次のとおりとする。

第1章 裁判官の配置

- 1 各民事部，刑事部及び特別部に配置する裁判官を，別表1のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については，同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは，その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし，特別の理由があるときは，部の合議により，その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは，他の部の裁判官（裁判長を除く。）が，これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは，他の部の裁判官が，これを代理する。ただし，夏期休廷及び夏期休廷中の代理は，別表2のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については，同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部，第2民事部，第4民事部，第5民事部，第7民事部から第12民事部まで，第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は，本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし，(8)，(9)の事件は，第2民事部，第4民事部，第5民事部及び第7民事部が，(10)から(15)までの事

件は、第10民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件（(8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。）
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件，上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
- (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許，実用新案，意匠又は商標に

関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件)

- (3) 設置法第2条第3号所定の事件 ((1),(2)の訴訟に係る抗告事件, (1)の訴訟を本案とする民事保全事件, (2)の訴訟を本案とする執行停止事件, (1),(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件, 商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。)
- (4) 設置法第2条第4号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件, 上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件 ((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件 (知的財産高等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは, 刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (以下「医療観察法」という。) に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所, 地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件, 抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件, 刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは, 次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）第85条又は第86条の事件
- (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
- (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
- (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
- (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
- (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件

4 第4特別部

- (1) 裁判所法第16条第4号の事件
- (2) 裁判官分限法第3条の事件
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
- (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件

5 第5特別部

- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
- (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件

- (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
- (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
- (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- (4) 刑事に関する差戻事件
- (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超え19冊以下のものと19冊を超えるものとの区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第7民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第7民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

(3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

(4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2. 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。) は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、1,000丁未満、3,000丁未満、3,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (3) 抗告事件 (医療観察法による抗告事件を除く。)、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部 (夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。) に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件 (法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。) は、次の要領により分配する。
 - ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日 (執務時間外を含む。) に受理した事件をすべて処理するものとする。
 - イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。
翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。
 - ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。
- (4) (1)のうち、学生等集団事件については、5,000丁未満のものに限り、記録丁数にかかわらず、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (5) (1)のうち、各種税法違反事件 (関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。) は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。
- (6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配

する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3. 除斥又は忌避の申立て等

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部、刑事部及び特別部各別に次位の部がこれをする。

4. 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5. 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議によ

り、その性質に従って相当である部に分配する。

- 6(1) 第10民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。
- (2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。
- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。
- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。
- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。

12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。

13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。

2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。

2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。

3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

1 この定めは、令和2年1月1日から施行する。

2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。

3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。

4 この定め第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請

求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

(別表1)

東京高等裁判所裁判官配置表(令和2年1月1日現在)

民 事 部											
部	裁 判 官			部	裁 判 官			部	裁 判 官		
第1民事部	総 (兼)	深原菊齊和 見池藤波	敏道絵充宏 正子理洋典	第11民事部	総	野橋原池片 山本田瀬 英克知	宏史也子亮	第21民事部	総	定谷野倉一 塚口原澤場	誠恵幸春宏 園利守康
第2民事部	総	白浅角大鈴 石井井垣木	史俊貴義 子憲文靖和	第12民事部	総	近渡吉中守 藤邊田保山 昌左朱修	昭夫徹美生	第22民事部	総	白寺伊中小 井本藤山田	夫広夫子治 幸昌一典真
第4民事部	総	菅今甲大橋 野岡良澤爪	雅充一 之健郎子信	第14民事部	総	後藤湯小篠 藤岡川川原	博淳昭敏治 浩雅康	第23民事部	総	白筒河廣 石井合澤	哲夫光諭 健芳
第5民事部	総	秋田篠林 吉村原	仁政絵史 美巳理高	第15民事部	総	八柴杉松今 木崎山本井	洋夫一敏晃 一哲順明弘	第24民事部	総	村一小住建五 田木海友石嵐	涉智則行子裕 文隆隆直章
第7民事部	総	足濱松森浅 立口下香	貴健幹 哲浩彦二子	第16民事部	総	岩馬西片矢 井場森野向	晃夫一樹子 伸純政正幸				
第8民事部	総	阿嶋田上畑 部末口田	潤秀美幸秀 和治洋佳	第17民事部	総	川石松武岡中 都飯渡新山	裕浩養子人朗 浩真幸雄				
第9民事部	総	小瀬廣間和 川口田波	秀壯泰史宏 樹夫士恵典	第19民事部	総	都飯渡新山 上藤中野俣	政圭智和 敏郎樹哉珠				
第10民事部	総	大小大小朝 段林野原倉	亨二明寧子 元和亮	第20民事部	総	村遠田板中	正浩芳俊千 敏郎樹哉珠				

刑 事 部																	
部	裁 判 官				部	裁 判 官				部	裁 判 官						
第1刑事部	総	若川佐高	園本藤橋	敦清正純	雄巖信子	第5刑事部	総	藤幅高林	井田杉	敏勝昌欣	明行希寛	第9刑事部	総(兼)	青高二溝	柳木官田	順信泰	勤子吾之
第2刑事部	総	青高二溝	柳木官田	順信泰	勤子吾之	第6刑事部	総	大忠奥浅小野	熊鉢山香寺	一孝竜健	之史豪太	第10刑事部	総	朝伊平高	山藤出森	芳敏喜宣	史孝一裕
第3刑事部	総	中河來佐	里原司藤	智俊直英	美也美彦	第7刑事部	総(兼)	青高二溝	柳木官田	順信泰	勤子吾之	第11刑事部	総	梶佐上高小	木木岡橋泉	直哲康満理	力人生明子
第4刑事部	総	後官安丸	藤本藤山	眞孝祥哲	理一文郎巳	第8刑事部	総	芦藤小中林	澤井川島	政俊賢経欣	治郎司太寛	第12刑事部	総	平市青石	木川木川	正太美貴	洋志佳司

特別部		
<p>第1特別部 (海難事件)</p> <p>総 彦裕敏浩養子郎樹人朗哉珠 幸正 浩真浩芳幸雄俊千 崎神上井田藤藤中田辻野俣 今川村石松武遠田岡中板中</p>	<p>第3特別部 (独占禁止等關係事件)</p> <p>総 彦子之正彦潤博郎子夫之子誠広健秀淳憲昭夫郎理文靖美敏子子一彦優広子幸治子信洋和彩文治信秀矢輔吾 (代) 幸真義敏稔 一史幸雅道卓昌 和 浩一充絵俊貴治雅典美 謙康 忠知洋康澄 充義 隆真 佳卓大有 崎部 見岡部藤鷹石井野 田本岡末岡井川藤良池井垣口川山鍋河林門山澤田原根野藤木橋分田爪 井谷神 今高森深鶴阿後大白白菅原上寺今嶋藤浅湯伊甲菊角大田小中真古小山岡大上篠関佐齊鈴高國小橋畑管熊石</p>	<p>第4特別部 (分限, 内乱, 国民審査, 弁護士法事件等)</p> <p>総 彦勤哲樹洋夫晃洋夫子士夫夫志一一吾敏光晃惠樹論典佳司子之 幸 秀一壯伸正哲順泰純健太順政信明芳弘史正 宏美貴孝泰 崎柳石川木口井木崎木田場井川山森官本合井 野澤波木川向田 今青白小八瀬戸岩平柴高廣馬簡市杉西二松河今間片廣和青石矢溝</p>
<p>第2特別部 (人身保護事件)</p> <p>総 彦宏史則一子也憲子拓亮 幸 英政圭智克和知 崎山本築塚辺 田田本瀬 今野橋都飯渡原新池山片</p>		<p>第5特別部 (逃亡犯罪人引渡法による事件)</p> <p>総 彦美之也史豪美太彦太 幸智一俊孝 直竜英健 崎里熊原鉢山司香藤寺 今中大河忠奥來浅佐小野</p>

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)

(別表2)

夏期休廷部日割表 (令和2年度)

	前 期		後 期	
	(7月21日～8月10日)		(8月11日～8月31日)	
	休廷部	代理部	休廷部	代理部
民 事 部	第1民事部	第2民事部	第2民事部	第1民事部
	第20民事部	第4民事部	第4民事部	第20民事部
	第7民事部	第5民事部	第5民事部	第7民事部
	第9民事部	第8民事部	第8民事部	第9民事部
	第10民事部	第11民事部	第11民事部	第10民事部
	第14民事部	第12民事部	第12民事部	第14民事部
	第16民事部	第15民事部	第15民事部	第16民事部
	第19民事部	第17民事部	第17民事部	第19民事部
	第22民事部	第21民事部	第21民事部	第22民事部
	第24民事部	第23民事部	第23民事部	第24民事部
刑 事 部	第1刑事部	第5刑事部	第3刑事部	第6刑事部
	第2刑事部	第12刑事部	第5刑事部	第1刑事部
	第4刑事部	第10刑事部	第8刑事部	第11刑事部
	第6刑事部	第3刑事部	第10刑事部	第4刑事部
	第11刑事部	第8刑事部	第12刑事部	第2刑事部

(別表3)

開廷日割表 (令和2年度)

	部	開廷日	法廷		部	開廷日	法廷	
民事部	第1民事部	月・水・金	民事822号	刑事部	第1刑事部	月・水・金	刑事720号	
	第2民事部	火・木・金	民事822号		第2刑事部	月・火・木	刑事720号	
	第4民事部	火・木・金	民事817号		第3刑事部	月・水・金	刑事410号	
	第5民事部	月・水・金	民事511号		第4刑事部	月・火・木	刑事506号	
	第7民事部	火・木・金	民事511号		第5刑事部	月・水・金	刑事506号	
	第8民事部	火・木・金	民事809号		第6刑事部	月・火・木	刑事410号	
	第9民事部	月・水・金	民事809号		第8刑事部	月・水・金	刑事805号	
	第10民事部	火・木・金	民事825号		第10刑事部	月・火・木	刑事805号	
	第11民事部	月・水・金	民事825号		第11刑事部	月・水・金	刑事622号	
	第12民事部	月・水・金	民事824号		第12刑事部	月・火・木	刑事622号	
	第14民事部	火・木・金	民事824号		特別部	第1特別部	随時	
	第15民事部	月・水・金	民事808号			第2特別部	随時	
	第16民事部	火・木・金	民事808号	第3特別部		随時		
	第17民事部	月・水・金	民事812号	第4特別部		随時		
	第19民事部	火・木・金	民事812号	第5特別部		随時		
	第20民事部	月・水・金	民事817号					
	第21民事部	火・木・金	民事424号					
	第22民事部	月・水・金	民事424号					
	第23民事部	月・水・金	民事717号					
	第24民事部	火・木・金	民事717号					

令和2年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め

新旧対照表

(現行)

(改正案)

第1章 裁判官の配置

第1章 裁判官の配置

- 1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

- 1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

第2章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休延及び夏期休延中の代理は、別表2のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休延及び夏期休延中の代理は、別表2のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

- 1 民事部
第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第24民事部、第1民事部、第2民事部及び第4民事部が、(10)から(15)までの事件は、第10民事部が分担する。
 - (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件（(8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。）
 - (2) 選挙に関する訴訟事件
 - (3) 地方自治法に基づき解散若しくは解職の請求又は

- 1 民事部
第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第7民事部が、(10)から(15)までの事件は、第10民事部が分担する。
 - (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件（(8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。）
 - (2) 選挙に関する訴訟事件
 - (3) 地方自治法に基づき解散若しくは解職の請求又は

住民投票に関する訴訟事件

- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
- (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
- (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）
- (4) 設置法第2条第4号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件（(1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。）
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高

住民投票に関する訴訟事件

- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
- (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
- (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）
- (4) 設置法第2条第4号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件（(1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。）
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高

等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

1. 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
2. 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
3. 差戻事件
4. 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

1. 第1特別部
海難審判法第44条の事件
2. 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
3. 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
 - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
 - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
 - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
 - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の

等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

1. 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
2. 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
3. 差戻事件
4. 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

1. 第1特別部
海難審判法第44条の事件
2. 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
3. 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
 - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
 - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
 - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
 - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の

控訴事件

4 第4特別部

- (1) 裁判所法第16条第4号の事件
- (2) 裁判官分限法第3条の事件
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
- (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件

5 第5特別部

- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
- (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
- (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで
各特別部における次に掲げる事件

- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
- (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- (4) 刑事に関する差戻事件
- (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超え1

控訴事件

4 第4特別部

- (1) 裁判所法第16条第4号の事件
- (2) 裁判官分限法第3条の事件
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
- (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件

5 第5特別部

- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
- (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
- (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで
各特別部における次に掲げる事件

- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
- (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- (4) 刑事に関する差戻事件
- (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超え1

9冊以下のものと19冊を超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第24民事部、第1民事部、第2民事部及び第4民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第24民事部、第1民事部、第2民事部及び第4民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

(3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、

9冊以下のものと19冊を超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第7民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第7民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

(3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、

原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

(4) 第3章第1節1の(6)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

(1) 刑事の控訴事件（(2)に定めるものを除く。）は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、1,000丁未満、3,000丁未満、3,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(3) 抗告事件(医療観察法による抗告事件を除く。)、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部（夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。）に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要がある抗告事件を含む。）は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、5,000丁未満のものに限り、記録丁数にかかわらず、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係におい

原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

(4) 第3章第1節1の(6)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

(1) 刑事の控訴事件（(2)に定めるものを除く。）は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、1,000丁未満、3,000丁未満、3,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(3) 抗告事件(医療観察法による抗告事件を除く。)、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部（夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。）に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要がある抗告事件を含む。）は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、5,000丁未満のものに限り、記録丁数にかかわらず、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係におい

ては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3. 除外又は忌避の申立て等

除外若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部、刑事部及び特別部各別に次位の部がこれをする。

4. 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5. 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

6(1) 第10民事部が担当する第3章第1節1の(10)から

ては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3. 除外又は忌避の申立て等

除外若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部、刑事部及び特別部各別に次位の部がこれをする。

4. 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5. 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

6(1) 第10民事部が担当する第3章第1節1の(10)から

(四)まで及び(五)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。

11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。

12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。

13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することが

(四)まで及び(五)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。

11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。

12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。

13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することが

できる。

- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び7並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定め第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

別表1から3まで (略)

できる。

- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び7並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定め第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

別表1から3まで (略)